

中国における内部統制制度の導入 —アンケート調査による導入効果分析—

流通科学大学商学部 専任講師

孫 美 灵

キーワード：内部統制、制度、中国、アンケート調査

I 問題提起

大手エネルギー会社エンロン（2001年12月倒産）、大手通信会社ワールド・コム（2002年7月倒産）による粉飾決算などを背景に、2002年7月に制定されたアメリカの企業改革法（サーベインズ・オクスリー法、Sarbanes-Oxley Act、以下SOX法とする）は、2004年11月15日に終了する事業年度から一部の早期適用企業を対象に適用がスタートした。その後、各国ではアメリカのSOX法と同様の内部統制制度の導入が検討され、または実際導入されたケースもある。しかし、イギリス、カナダではアメリカの内部統制制度の導入コストが高いことを理由に、SOX法と同様な制度の導入を見送ることにした。またフランスやドイツで求められる内部統制報告書は、アメリカで求められるような経営者による自己評価ではなく、単なる事業報告の参考資料として位置づけられている（注1）。これらの国々と比較して、アジアを代表する日本、韓国、中国はアメリカの内部統制制度を忠実に見習う傾向がある。日本では2008年4月1日より開始する事業年度から、全上場企業に対し財務報告に係る内部統制の自己評価と外部監査人による監査証明の提出が義務付けら

れている。韓国では2006年1月より開始する事業年度から大手の上場企業に対し同様の自己評価と監査証明が義務付けられ、2008年1月からは非上場中小企業まで適用が拡大している。中国でも少し遅れた導入ではあるが、2011年1月1日より中国国内と海外の両証券取引所に同時に上場している企業に対し内部統制の自己評価および監査証明の提出が義務付けられ、2012年1月1日からは上海や深圳証券取引所のメインボードで上場している企業にも拡大適用されている。

日本、韓国、中国の内部統制制度はアメリカのそれと比較して、自国の状況に合わせて多少アレンジした部分はあるものの、基本的にはアメリカのCOSOフレームワーク（注2）を自国のフレームワークとし、アメリカで実施されている三点セットといわれる文書化を行うことで内部統制制度を構築している。このようなことから、当該制度は自国の歴史の中で生成された内生的な制度ではなく、外国から輸入してきた外生的な制度としてとらえることができよう。自国の長い歴史の中で経路依存性を持って生成された制度であれば問題は別であるが、外生的な制度が自国で定着するには、その制度から得られる便益が十分大きいものでなければならない。

「契約は、それに従って行動することが当事者にとって引き合うとき—すなわち、取決めを測定・執行する費用の点から、契約にしたがって行動することの便益がその費用を上回るとき—自己執行的である」(North [1990]、竹下訳 [1994] 74頁)。新しく導入された制度が定着するには、契約と同じように、制度の導入によって得られる便益がその制度の導入および維持にかかる費用を上回る必要がある。本稿では内部統制制度の導入から得られる便益に焦点を当て、費用に関する検討は別稿に譲りたい。ここでは内部統制制度の導入から得られる便益を以下のように定義する。中国における内部統制制度の目的が①業務の有効性及び効率性を高めること、②財務報告の信頼性を確保すること、③法令等の遵守を促進すること、④資産の保全を図ること、⑤企業戦略の実現を促進すること(注3)となっていることから、単純にこの5つの目的の達成度合いを測定することで、当該制度の効果を測ることができよう。5つの目的の達成度合いを測定する具体的な項目として、不正行為の発生件数の変化、監査法人の適正意見が得られた財務諸表の割合の変化などがある。しかし、中国の内部統制制度はまだ本格的な導入の初期段階にあるため、上述した不正行為の発生件数の変化などを持って効果を測ることはまだ時期早尚である。本稿では制度導入の現場で最も身近に内部統制制度の構築にかかわっている人々がこの制度をどのように受け止めているのかを持って、制度の便益もしくは効果を測ることにしたい。というのは、内部統制制度の導入が自社の業務の効率性の向上や財務諸表の信頼性の向上のために手助けになるかどうかは制度導入の現場にいる人々が最も直感的に理解できると考えられるからである。本稿の目的は、とりわけ中国における内部統制制度の導入についてその実態を把握するとともに、制度導入の現場にいる人々の内部統制制度の効果に対する意識を

検証することである。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第Ⅱ節では各国において内部統制制度の導入効果について分析した先行研究をレビューする。第Ⅲ節では中国の内部統制制度規範の概要を紹介するとともに上海証券取引所における内部統制制度の導入状況を俯瞰する。第Ⅳ節ではアンケート調査の結果に基づき、導入の実態を把握し、導入効果に対する意識について分析を行う。第Ⅴ節ではアンケート調査結果を要約し、本研究の貢献および限界を示し、結びに代える。

Ⅱ 先行研究

まず中国以外の国における内部統制制度の導入効果を論じた先行研究を取り上げる。これらの研究のほとんどはアメリカのSOX法の導入効果を論じたものであり、また投資家の視点から分析が行われ、制度を導入する企業側の視点から検討されたものは筆者が調べる限り見当たらなかった。Ashbaugh-Skaife et al. [2009] ではSOX法の規制のもとで内部統制上の不備を報告する企業はそうでない企業より資本コストが高いとされ、Hossain et al. [2011] ではSOX法の導入によって企業の財務報告の品質が高まるとされている。またAshbaugh-Skaife et al. [2008] では内部統制上の不備を報告する企業はそうでない企業より高い異常会計発生高を開示するとされている。Wang [2010] はSOX法の導入によってCFOと取締役会間の情報の非対称性が軽減されるため取締役会がよいCFOと悪いCFOを峻別する能力が高まり、その結果SOX法の導入後内部統制が機能している企業ではCFOの報酬が増加するが、そうでない企業ではCFOの報酬が減額されると同時にCFOの離職率が高まると結論づけられている。しかし、Ogneva et al. [2007] ではSOXの導入と資本コストの低下には直接的な

関連がないとされている。また、Scheeider et al. [2009] では内部統制に関する先行研究の蓄積は膨大であるが、その中には内部統制制度の導入によって会計不正が減少したか、制度の導入コストを超えた効果が得られたかなどの間に答える研究は欠如しているとされている。このように、アメリカにおけるSOX法の導入効果に関しては相反する研究結果が混在している。

その一方で、Liu, H. [2011] はカナダのケースを用いて、SOX法404は財務報告の質を高めるための唯一のアプローチではないとされている。カナダでは財務報告に係る内部統制報告がManagement Discussion and Analysis (以下、MD & Aとする) の中に含まれているが、当該MD & Aは経営者による自己評価ではなく、外部監査人の監査証明も受けない。しかし、MD & Aによって報告される内部統制上の不備は会計発生高と関連があることからMD & Aによる内部統制情報の開示は信頼性があるという結論が導かれている。

以下は中国における内部統制制度の導入効果を分析した先行研究である。中国の主要な学術雑誌である『会計研究』(2000年1月期～2011年12月期) および『審計研究』(2000年1月期～2011年12月期) に掲載されている内部統制に関する論文67編(「内部統制」をキーワードとして検索したものである)をレビューした結果、その中で内部統制制度の導入効果を論じた先行研究は楊・陳 [2009] であった。楊・陳 [2009] によれば、2007年年末時点で上海証券取引所上場企業862社のうち内部統制自己評価報告書を提出する企業は144社(上場企業全体の16.7%)であった。内部統制自己評価報告書を提出する企業のほうがそうでない企業より財務諸表の信頼性が高いという仮説から両者の財務諸表提出後の訂正について検証したところ、内部統制報告書を提出していない企業のうち150社が事後訂

正を行ったのに対し、内部統制報告書を提出した企業のうち15社のみが訂正を行ったとされている。外部監査人から適正意見を得られるか否かも財務報告の質を説明する重要な要因の一つである。内部統制報告書未提出企業の中で不適正意見の監査証明を得られた企業が62社であるのに対し、内部統制報告書提出企業は4社のみであった。以上から中国における内部統制制度の導入は効果があるとされている。

Ⅲ 中国における内部統制制度の導入

1. 内部統制制度規範

中国の内部統制制度は、「企業内部統制基本規範」(以下、基本規範とする)と当該基本規範の実務指針となる「企業内部統制ガイドライン」(以下、ガイドラインとする)で構成されている。ガイドラインはまた「企業内部統制応用ガイドライン」、「企業内部統制評価ガイドライン」および「企業内部統制監査ガイドライン」の三部分から構成されている。基本規範は内部統制のフレームワークとなり、第一章 総則、第二章 統制環境、第三章 リスク評価、第四章 コントロール、第五章 情報と伝達、第六章 モニタリング、第七章 附則の内容で構成されている。「企業内部統制応用ガイドライン」は財政部より現在21の項目のうち18項目のみが公布されており、残りの3項目は銀行、証券および保険業にかかわるもので、まだ公布されていない。「企業内部統制評価ガイドライン」は「企業内部統制応用ガイドライン」と同様に財政部により制定され、経営者が内部統制の年度評価を行う際の指針を提供している。「企業内部統制監査ガイドライン」は中国会計士協会(CICPA)により制定され、監査法人が内部統制報告書の監査を行う際の指針を提供している。

上述の基本規範とガイドラインがすべて整備されたのは、2010年4月に「企業内部統制監査ガイドライン」が公布されたときであるが、制度制定と実施が段階的に行われているため、その過程を振り返ることで本稿が調査分析を行った時点での制度を確認したい。2008年5月に財政部と証券監督管理委員会、審計署（日本の監査院に相当する）、国家資産監督管理委員会、銀行業監督管理委員会、保険監督管理委員会の共同で基本規範が公布され、2009年7月1日より上場企業に対し内部統制の自己評価が義務付けられている。ただし、この時点では上海や深圳の証券取引所に新規上場する企業に対しIPO（新規株式公開）時のみに内部統制報告書に対する監査証明（以下、監査報告書とする）の提出が求められており、上場を果たした後の監査報告書に関してはまだ任意提出となっていた。2010年4月にガイドラインが公布され、当該ガイドラインはまず2011年1月1日から中国国内と海外の両証券取引所に同時に上場している企業を対象に実施され、2012年1月1日からは上海や深圳の証券取引所で上場している企業にも拡大適用されることになっている。そのガイドラインの一つである「企業内部統制監査ガイドライン」では、毎年度末に行った内部統制有効性の自己評価について監査報告書を提出しなければならないとされている。したがって、本稿が2011年7月にアンケート調査を行った時点で公開されている2010年12月31日を基準日とする監査報告書は企業が自発的に早期提出したものである。

2. 上海証券取引所における内部統制制度導入の実態（注4）

2011年9月15日現在、上海証券取引所上場企業922社の中で内部統制報告書（注5）を提出している企業は467社（上

場企業全体の50.7%）、そのうち内部統制監査報告書を提出している企業は142社となっており、内部統制報告書を提出する企業の30.4%を占めている（上場企業全体の15.4%）。表1は監査報告書を早期提出する企業の業種別分布を示したものである。表1から全上場企業のうち15.4%の企業が自発的に監査報告書を提出していることがわかる。また、監査報告書を提出する企業数を業種別で見た場合、農林水産業と金融・保険業はそれぞれの上場企業数の35%以上が監査報告書を提出しており、積極的に内部統制情報を開示している（表1の割合Bを参照）。

表1：内部統制監査報告書提出企業の業種別割合（2011年9月15日現在）（単位：社、%）

	上場企業 ^①	監査報告書提出企業 ^②		
		企業数	割合A	割合B
A. 農林水産	20	7	4.9%	35.0%
B. 鉱業	31	5	3.5%	16.1%
C. 製造	477	55	38.7%	11.5%
D. 電力・ガス・水	47	8	5.6%	17.0%
E. 建設	27	5	3.5%	18.5%
F. 交通・運輸	51	11	7.7%	21.6%
G. 情報技術	44	8	5.6%	18.2%
H. 卸売と小売	63	11	7.7%	17.5%
I. 金融・保険	29	11	7.7%	37.9%
J. 不動産	64	10	7.0%	15.6%
K. サービス業	21	5	3.5%	23.8%
L. メディアと文化	11	3	2.1%	27.3%
M. 総合	37	3	2.1%	8.1%
合計	922	142	100%	15.4%

出所：上海証券取引所HP上の開示情報をもとに筆者作成

注①：「上場企業」は2011年9月15日現在、上海証券取引所で上場している企業数をさす。

注②：「監査報告書提出企業」の企業数は2011年9月15日現在、上海証券取引所のHPから2010年12月31日を基準日とする内部統制監査報告書の提出が確認できた企業数をさす。割合Aは各業界の監査報告書提出企業数が監査報告書提出企業全体の中で占める割合をさす。割合Bは、各業界の監査報告書提出企業数がそれぞれの業界の上場企業数の中で占める割合をさす。

Ⅳ アンケート調査

1. 調査の概要

本アンケートは2011年7月に、上海国家会計学院（注6）で国有企業（注7）の総会計師（注8）を対象として行われた研修セミナーにおいて、その受講生に対し実施したものである。回答者数170社の中で国有企業もしくは国有持株企業が166社、残りの4社は国有企業と合弁で設立された外資系企業である。また回答企業は沿岸部の発展地域など特定地域に集中するのではなく、中国の28の地域（中国本土には省、自治区、直轄市、特別行政区を含んだ32の地域がある）に跨っているので、中国全土の状況に近い結果を反映していると考えられる。回答企業の業種に関しては、割合の多い順で工業が62%、建設業が13%、通信業8%、交通・運輸業が7%、その他が10%を占めている。企業規模を資産総額、売上高および従業員数で見た場合、ほとんどが大規模の企業に該当する（注9）。以上からわかるように、本調査は中国全土に分布している大規模の国有企業もしくは国有持株企業における内部統制制度の実施状況を反映している。

回答者のうち財務経理、内部統制、内部監査部門の責任者もしくは担当者が9割を占め（CFOが8%、総会計師が10.3%、財務マネージャが39.7%、財務担当者が27.6%）、残りの1割は取締役、総経理やその他である。9割が財務経理、内部統制、内部監査のうちいずれかの業務に携わっていることから、ほとんどの回答者が内部統制制度導入の現場で中心的役割を果たすポジションにあり、回答の信頼性は高いと考えられる。上述したアンケート概要の詳細は参考資料1を参照されたい。

2. 調査の質問と回答

調査の質問と回答は必要に応じて、本文中と参考資料に掲載している。

3. 調査結果

① 内部統制報告書提出企業と監査報告書提出企業

アンケート調査の対象となった170社のうち内部統制報告書を提出している企業が107社（調査対象企業全体の63%）、その中でさらに監査報告書を提出している企業が62社（内部統制報告書提出企業数の58%）であった。データの詳細は参考資料2を参照されたい。以下はこういった企業が内部統制報告書および監査報告書を積極的に開示しているのか、また内部統制制度の導入をどのように受け止めているのかを検証したものである。

② 業種と内部統制情報の開示姿勢

内部統制報告書提出企業の中で工業（注10）、建設業、通信業、交通・運輸業の企業が90.7%を占め、監査報告書を提出する企業の中でも同業種の企業が95.2%を占めている（表2を参照）。工業企業105社のうち63社が内部統制報告書、43社が監査報告書を提出し、建設業企業22社のうち11社が内部統制報告書、6社が監査報告書を提出している。また通信業企業14社のうち12社が内部統制報告書、6社が監査報告書を提出し、交通・運輸業企業13社のうち11社が内部統制報告書、4社が監査報告書を提出している。

③ 地域と内部統制情報の開示姿勢

地域でみた場合、内部統制報告書を提出する企業は中国全土のほとんどの地域に分布しているが、提出企業数の多い順で並べると北京、上海、湖北省、山東省、四川省、湖南省、内蒙古自治区、重慶となっており、これらの地域での分布数が内部統制報告書提出企業全体の56.1%を占めている（表3を参照）。

④ 企業歴史と内部統制情報の開示姿勢

企業の設立年度を年代別（10年度で区切る）で見た場合、90年代以降設立された企業が内部統制報告書を提出する企業107社のうち54.2%（58社）を占めている（表4を参照）。これは90年代以降、国有企業の中の優良組織

参考資料 1 :

＜調査対象企業の属性別サンプル数＞

(単位：社、%)

国有企業	国家持株企業	外国投資企業	集体企業	私営企業	有効回答	合計
125	41	4	0	0	170	170
74.0%	24.3%	2.4%	0%	0%	100%	100%

＜調査対象企業の業種別サンプル数＞

(単位：社、%)

工業	建設業	通信業	交通・運輸業	旅行業	卸売業	ホテル・飲食業	IT業
105	22	14	13	2	1	1	1
61.8%	12.9%	8.2%	7.6%	1.2%	0.6%	0.6%	0.6%
不動産	金融業	小売業	郵便業	その他	有効回答	無回答	合計
1	0	0	0	8	168	2	170
0.6%	0%	0%	0%	4.7%	98.8%	1.2%	100%

＜調査対象企業の規模別（総資産額）サンプル数＞

(単位：社、%)

小規模 (40百万元以下)	中規模 (40百万～400百万元以上)	大規模 (400百万元以上)	有効回答	無回答	合計
2	34	133	169	1	170
1.2%	20.0%	78.2%	99.4%	0.6%	100%

＜調査対象企業の規模別（売上高）サンプル数＞

(単位：社、%)

小規模 (30百万元以下)	中規模 (30百万～300百万元)	大規模 (300百万元以上)	有効回答	無回答	合計
4	30	133	167	3	170
2.4%	17.6%	78.2%	98.2%	1.8%	100.0%

＜調査対象企業の規模別（従業員）サンプル数＞

(単位：社、%)

小規模 (300人以下)	中規模 (300～2,000人以下)	大規模 (2,000人以上)	有効回答	無回答	合計
41	51	76	168	2	170
24.1%	30.0%	44.7%	98.8%	1.2%	100%

＜調査対象企業の地域別サンプル数＞

(単位：社、%)

北京	上海	湖北	四川	山東	湖南	甘肅	内モンゴ	陝西	遼寧	重慶
16	15	13	10	9	8	7	7	6	5	5
9.4%	8.8%	7.6%	5.9%	5.3%	4.7%	4.1%	4.1%	3.5%	2.9%	2.9%
黒竜江	広東	浙江	江蘇	新疆	天津	福建	河北	貴州	江西	安徽
5	5	4	3	3	3	3	3	3	2	2
2.9%	2.9%	2.4%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.2%	1.2%
河南	雲南	山西	寧夏	青海	マカオ	不明	有効回答	無回答	合計	
1	1	1	1	1	1	2	145	25	170	
0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	1.2%	85.3%	14.7%	100%	

＜アンケート回答者の職種別サンプル数＞

(単位：人、%)

取締役	総経理	CFO	総会計師	財務マネージャ	財務担当者	内部統制構築責任者	内部統制構築担当者	監査役会責任者	監査役会担当者	有効回答	無回答	合計注
1	4	14	18	69	48	4	4	0	1	163	11	174
0.6%	2.3%	8.0%	10.3%	39.7%	27.6%	2.3%	2.3%	0%	0.6%	93.7%	6.3%	100%

注：174人のうち4人は兼任者である。財務マネージャと内部統制制度構築責任者の兼任者が2人、財務マネージャと内部統制制度構築担当者の兼任者が1人、財務マネージャと監査役会担当者の兼任者が1人である。

参考資料 2 :

<内部統制報告書提出企業>

(単位:社、%)

提出している	現在構築中	提出していない	わからない	有効回答	無回答	合計
107	1	46	12	166	4	170
62.9%	0.6%	27.1%	7.1%	97.6%	2.4%	100%

<監査報告書提出企業>

(単位:社、%)

提出している	提出していない	わからない	有効回答	無回答	合計
62	27	17	106	1	107
57.9%	25.2%	15.9%	99.4	0.9%	100%

表 2 : 業種と内部統制情報開示状況のクロス集計

(単位:社、%)

	工業	建設業	通信業	交通・運輸業	旅行業	卸売業	ホテル・飲食業	I T	その他	有効回答	無回答	合計
全体	105	22	14	13	2	1	1	1	9	168	2	170
	61.8%	12.9%	8.2%	7.6%	1.2%	0.6%	0.6%	0.6%	5.3%	98.8%	1.2%	100%
内部統制報告書	63	11	12	11	2	1	1	1	5	107	0	107
	58.9%	10.3%	11.2%	10.3%	1.9%	0.9%	0.9%	0.9%	4.7%	100%	0%	100%
監査報告書	43	6	6	4	0	0	0	0	3	62	0	62
	69.4%	9.7%	9.7%	6.5%	0%	0%	0%	0%	4.8%	100%	0%	100%

表 3 : 地域と内部統制情報開示状況のクロス集計

(単位:社、%)

	北京	上海	湖北	四川	山東	湖南	甘肅	内モンゴ	陝西	遼寧	重慶
全体	16	15	13	10	9	8	7	7	6	5	5
	9.4%	8.8%	7.6%	5.9%	5.3%	4.7%	4.1%	4.1%	3.5%	2.9%	2.9%
内部統制報告書	10	9	9	6	9	6	4	6	1	2	5
	9.3%	8.4%	8.4%	5.6%	8.4%	5.6%	3.7%	5.6%	0.9%	1.9%	4.7%
	黒竜江	広東	浙江	江蘇	新疆	天津	福建	河北	貴州	江西	安徽
全体	5	5	4	3	3	3	3	3	3	2	2
	2.9%	2.9%	2.4%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.2%	1.2%
内部統制報告書	4	2	2	1	2	2	2	2	2	1	1
	3.7%	1.9%	1.9%	0.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	0.9%	0.9%
	河南	雲南	山西	寧夏	青海	マカオ	不明	有効回答	無回答	合計	
全体	1	1	1	1	1	1	2	145	25	170	
	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	1.2%	85.3%	14.7%	100%	
内部統制報告書	1	1	0	1	0	1	0	92	15	107	
	0.9%	0.9%	0.0%	0.9%	0%	0.9%	0%	86.0%	14.0%	100%	

表 4 : 企業歴史と内部統制情報開示状況のクロス集計

(単位:社、%)

	1880	40 ^①	50	60	70	80	90	00	10	有効回答	不明	無回答	合計
全体	1	3	32	15	5	8	26	57	5	152	1	17	170
	0.6%	1.8%	18.8%	8.8%	2.9%	4.7%	15.3%	33.5%	2.9%	89.4%	0.6%	10.0%	100%
内部統制報告書	1	2	19	8	2	5	14	39	5	95	1	11	107
	0.9%	1.9%	17.8%	7.5%	1.9%	4.7%	13.1%	36.4%	4.7%	88.8%	0.9%	10.3%	100%

注①: 「1880」は1880年をさす。「40」は1940年代を意味し、それ以降も同様である。

を株式会社化し上場させた歴史的経緯と関係していると考えられる。

⑤ 内部統制制度の実施効果

表 5 は内部統制制度の実施効果を示したも

のである。効果を測る設問は中国の内部統制基本規範における内部統制目的に基づいて作成した（設問項目は表6を参照）。ここでは内部統制制度を導入している企業がアメリカから輸入してきた内部統制制度をどのように受け止めているのかその意識調査を持って制度導入の効果を測ることにしたい。

アンケート結果の全体的な傾向としては効果があるという肯定的な回答（強い肯定を示す回答1「そう思う」と、弱い肯定を示す回答2「ややそう思う」の合計）がおおよそ

90%を占める。もう少し踏み込んでみると、COSOにおける内部統制の四つの目的のうち「財務報告の信頼性の向上」、「法令等の遵守の促進」、「資産の保全の確保」（問1～問5）については、強い肯定を示す回答1が約60%、弱い肯定を示す回答2が約30%となっている。しかし「業務の有効性と効率性の向上」に目を向けると（問6～問7）、業務フローの明確化については強い肯定が59%、弱い肯定が35%となっているものの、業務の効率性と有効性については強い肯定の割合が

（単位：社、%）

表5：内部統制制度実施効果

	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
回答1	62.6%	62.6%	57.0%	61.7%	62.6%	37.4%	58.9%	34.6%	33.6%	33.6%
回答2	33.6%	34.6%	39.3%	26.2%	30.8%	46.7%	34.6%	47.7%	44.9%	57.0%
回答3	0.9%	1.9%	2.8%	9.3%	3.7%	14.0%	5.6%	11.2%	14.0%	9.3%
回答4	0.9%	0.9%	0.9%	2.8%	2.8%	1.9%	0.9%	6.5%	7.5%	0%
有効回答率	98.1%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
有効回答者	105	107	107	107	107	107	107	107	107	107
無回答	1.9%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

表6：表5におけるアンケート項目の抜粋

問1	内部統制制度の構築を通じて、社内のコンプライアンス体制が強化されたと思いますか。						
回答1	そう思う	回答2	少し強化されたと思う	回答3	そう思わない	回答4	わからない
問2	内部統制制度の構築を通じて、社内の資産保全の体制が強化されたと思いますか。						
回答1	そう思う	回答2	少し強化されたと思う	回答3	そう思わない	回答4	わからない
問3	内部統制制度の構築を通じて、社内のリスク管理体制が強化されたと思いますか。						
回答1	そう思う	回答2	少し強化されたと思う	回答3	そう思わない	回答4	わからない
問4	内部統制制度の構築を通じて、社内の財務報告の信頼性が高まったと思いますか。						
回答1	そう思う	回答2	少し高まったと思う	回答3	そう思わない	回答4	わからない
問5	内部統制制度の構築を通じて、社内の財務報告に対する意識が高まったと思いますか。						
回答1	そう思う	回答2	少し高まったと思う	回答3	そう思わない	回答4	わからない
問6	内部統制制度の構築を通じて、社内の経営効率と効果が高まったと思いますか。						
回答1	そう思う	回答2	少し高まったと思う	回答3	そう思わない	回答4	わからない
問7	内部統制制度の構築を通じて、社内の業務フローがより明確になったと思いますか。						
回答1	そう思う	回答2	少し明確になったと思う	回答3	そう思わない	回答4	わからない
問8	内部統制制度の構築を通じて、社内の企業戦略が促進されたと思いますか。						
回答1	そう思う	回答2	少し促進されたと思う	回答3	そう思わない	回答4	わからない
問9	内部統制制度の構築を通じて、社内の企業価値が高まったと思いますか。						
回答1	そう思う	回答2	少し促進されたと思う	回答3	そう思わない	回答4	わからない
問10	社内の内部統制制度が十分機能していると思いますか。						
回答1	そう思う	回答2	少し機能していると思う	回答3	そう思わない	回答4	わからない

37%、弱い肯定の割合が47%となっており、他の項目と比べて効果が弱い結果となっている。中国独自の内部統制目的とされている「企業戦略の強化」や「企業価値の向上」の質問（問8～問9）に関しては、全体的には肯定的ではあるものの、強い肯定の割合が34%、弱い肯定の割合が45%であった。

社内の内部統制制度が十分機能していると思うかについて質問（問10）したところ、強い肯定の回答1が34%、弱い肯定の回答2が57%、否定的な回答3の割合が9%を占めていた。総じて言えば、内部統制制度の導入に効果があると回答している人が9割以上を占めることから、内部統制制度の導入は効果があると認識されていることがわかる。制度導入の初期段階にあるため内部統制制度はまだ十分定着しているとは言えないが、今後の変化に注目したい。

V 結びに代えて

1. 要約

以下、アンケート調査結果を要約する。2010年12月31日を基準日とする内部統制報告書を提出する企業107社のうち、内部統制監査報告書を早期に提出している企業は62社であった。業種別でみた場合、工業、建設業、通信業、交通・運輸業の企業が内部統制報告書提出企業の割合で上位90.7%を占め、企業の設立年代別でみた場合、90年代以降に設立された企業が内部統制報告書提出企業の54.2%を占め、また地域別でみた場合、北京、上海、湖北省、山東省、四川省、湖南省、内モンゴル自治区、重慶が上位56.1%を占めていた。制度の導入効果に関しては、概ね効果があることが確認できた。これは中国の内部統制に関する先行研究の結果と一致している。

2. 貢献

従来の先行研究は投資家の立場に立って企

業の外側から観察し、内部統制制度導入の効果を論じているのに対し、本研究は内部統制制度を導入する企業の立場に立って、制度導入の現場の視点から制度の実施効果を考察している。自社に導入された制度が機能しているかどうかは、企業外部の人よりも内部の人々がより実態を把握していることは自明である。その意味で、本研究は従来の先行研究とはまったく異なる視点から、実態に基づいて内部統制制度の導入効果を考察したところが本研究の貢献であると考えられる。

3. 限界

本アンケートは内部統制制度の早期適用段階にある企業を調査分析したものであり、当該研究結果をもって今後の拡大適用に示唆を与える意味では有益であるが、制度導入の一般的な効果を測るにはまだ時期尚早である。また、内部統制制度の導入効果の根拠を企業の制度導入の現場にいる人々の受け止め方に依拠しているが、政府から強制適用される規範に対し否定的な見解を示すのに心理的抵抗が潜む可能性を排除できなかった点も本研究の限界の一つとして指摘できよう。

（注1）詳しくは、高田 [2010] を参照されたい。

（注2）COSOフレームワークは、COSO（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission、アメリカ公認会計士協会、アメリカ会計学会、財務担当経営者協会、内部監査人協会、管理会計士協会の五つの団体で構成された不正な財務報告防止のため組織されたトレッドウェイ委員会組織委員会）が1992年と1994年に公表した内部統制に関する報告書のことである。当該報告書では、内部統制は業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を目的として合理的な保証を提供することを意図した、事業体の取締役会、

経営者およびその他の構成員によって遂行される一つのプロセスであると定義されている。また、COSOフレームワークでは、「統制環境」、「リスク評価」、「統制活動」、「情報と伝達」および「モニタリング」を、上述した三つの目的を達成するための構成要素としている。

(注3) 上述したようにCOSOフレームワークでは①から③までが内部統制の目的となっているが、日本では①から④までが内部統制の目的となっている。

(注4) 内部統制報告書および監査報告書の提出状況は上海証券取引所のHPから調査、集計したものである。調査時点で深圳証券取引所のHPには関連情報が公開されていなかったため、ここでは上海証券取引所の導入状況のみを紹介する。

(注5) 内部統制報告書の名称としてほとんどの企業が「内部統制自己評価報告書」と表記しているが、「内部統制実施案」、「内部統制制度」と表現している企業も少数ではあるが存在する。ここではこれらすべてを含めて内部統制報告書とする。

(注6) 上海国家会計学院は中国の国有企業や国有持株企業において財務経理業務に携わる人材の再教育に重点を置いた教育機関である。詳細に関しては、孫 [2007] を参照されたい。

(注7) 狭義の意味での国有企業とは企業的全資産を国家が所有する企業であり、国有持株企業とは企業全資産のうち国有資産の割合が最も大きい企業である。本稿で両者を区別せず、単に国有企業と表記する場合は両者の意味を含めた広義の意味で用いる。

(注8) 総会計師は、国有企業における会計責任者をさす。

(注9) 企業規模の区分は中国の国家経済貿易委員会、国家発展委員会、財政部、国家統計局が共同で公布した「中小企業区分基

準に関する暫定規定」(国経貿中小企[2003] 143号)による。工業企業の場合、資産規模400百万元以上、売上高300百万元以上、従業員数2,000人以上が大規模企業、資産規模40-400百万元以下、売上高30-300百万元以下、従業員数300-2,000人以下が中規模企業、それ以下は小規模企業である。

(注10) 工業は製造業、電気・ガス・水業、鉱業を含む。

【参考文献・資料】

<日本語文献・資料>

- * 浅沼広和 [2009] 「現代的内部統制制度の形成—米国の動向とわが国への影響を中心に」『名古屋学院大学大学院経済経営論集』第12号、1-13頁。
- * 井上春樹 [2007] 「日本版SOXに対応する内部統制フレームワークの提案」『経営システム』第16巻第6号、342-347頁。
- * 伊豫田隆俊 [2010] 「内部統制の制度化をめぐる諸問題」『会計』第171巻第1号、1-13頁。
- * 小野行雄 [2010] 「内部統制監査の導入初年度の経験と課題」『現代監査』No.20、62-69頁。
- * 蟹江章 [2008] 「内部統制監査の意義と課題」『会計』第174巻第6号、777-790頁。
- * 金融庁企業会計審議会 [2007] 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/tosin/20070215.pdf, 129頁。
- * 金融庁企業会計審議会 内部統制部会議事録http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top_gijiroku.html#naibu [2010年11月15日付]。
- * 根田正樹・菅原貴与志・松嶋隆弘 [2007] 『内部統制の理論と実践』財経詳報社。

- * 小西一正 [2008] 「内部統制報告書の制度化について」『企業会計』第60巻第12号、1753-1758頁。
 - * 須田一幸 [2004] 『会計制度改革の実証分析』同文館出版。
 - * 住田清芽 [2007] 「主要国における内部統制の評価制度の動向」『日本貿易会』41-47頁。
 - * 孫美灵 [2012] 「中国における内部統制制度の導入—アンケート調査による導入コスト分析—」『會計』第181巻第6号、70-83頁。
 - * 孫美灵 [2011] 「内部統制制度の導入プロセス—日本・韓国・中国を分析対象として—」『流通科学大学論集 流通・経営編』第24巻第1号、171-210頁。
 - * 孫美灵 [2007] 「移行期中国における会計教育の改革—上海国家会計学院をケースとして—」『經濟論叢』第177巻第5・6号、485-506頁。
 - * 高田敏文（主査）・内山峰男・小倉親子・兼田克幸・中村元彦・藤原秀賢・町田祥弘 [2010] 「内部統制報告制度の効果に関する実態調査と実証研究」『内部統制』No. 2、109-125頁。
 - * 鳥羽至英 [2007] 『内部統制の理論と制度執行・監督・監査の視点から』国元書房。
 - * トーマツ企業リスク研究所 [2009] 「内部統制報告書初年度の結果分析」『企業リスク』第25号、55-62頁。
 - * トレッドウェイ委員会組織委員会著／鳥羽至英・八田進二・高田敏文訳 [1996] 『内部統制の統合的枠組み』白桃書房。
 - * 長谷川俊明・申巍 [2007] 「中国会社法、証券法下の内部統制システムの整備と評価、報告制度」『國際商事法務』Vol.35、No. 4、445-449頁。
 - * 八田進二・町田祥弘 [2007] 『内部統制基準を考える』同文館出版。
 - * 八田進二（代表）・橋本尚・町田祥弘 [2009] 「『内部統制の重要な欠陥に係る実態調査』の結果について」『内部統制』No. 1、22-30頁。
 - * 藤井秀樹 [2007] 『制度変化の会計学—会計基準のコンバージェンスを見すえて』中央経済社。
 - * 吉川吉衛 [2009] 『企業リスクマネジメント—内部統制の手法として—』中央経済社。
- <中国語文献・資料>
- * 樊子君・金花妍 [2009] 「韓国内部統制に関する研究」『審計研究』2009年第5号。
 - * 国経貿中小企業 [二〇〇三] 一四三号 <http://www.chinaacc.com/new/63/64/79/2003/2/ad148414011191230023567.htm>。
 - * 李連華・聂海涛 [2007] 「わが国内部統制研究の変遷：1985—2005」『會計研究』2007年第3号。
 - * 李志斌 [2009] 「内部統制の規則属性および執行メカニズムに関する研究」『會計研究』2009年第2号。
 - * 黄寿昌・李芸達・陳聖飛 [2010] 「内部統制情報の自発的な開示が市場に与える影響」『審計研究』2010年第4号。
 - * 南京大学會計財務研究院チーム [2010] 「中国企業内部統制評価制度の現実的モデル—112社の事例に基づいて—」『會計研究』2010年第6号。
 - * 企業内部統制標準委員会HP <http://www.casc.gov.cn/nkbz/zytz/>。
 - * 楊有紅・陳凌雲 [2009] 「2007年上海証券取引所上場企業内部統制自己評価に関する研究—データ分析と政策提言—」『會計研究』2009年第6号。
 - * 楊有紅・汪薇 [2008] 「2006年上海証券取引所上場企業内部統制情報開示に関する研究」『會計研究』2008年第3号。
 - * 楊玉鳳 [2007] 「内部統制情報開示：国内外文献レビュー」『審計研究』2007年第4号。

< 英語文献・資料 >

- * Ashbaugh-Skaife, H., D.W. Collins, W. R. Kinney, Jr. and R. Lafond [2008] The Effect of SOX Internal Control Deficiencies and Their Remediation on Accrual Quality, *The Accounting Review*, Vol.83, No1, pp.217-250.
- * Ashbaugh-Skaife, H., D.W. Collins, W. R. Kinney Jr. and R. Lafond [2009] The Effect of SOX Internal Control Deficiencies on Firm Risk and Cost of Equity, *Journal of Accounting Research*, Vol.47, No.1, pp.1-43.
- * COSOのHP <http://www.coso.org/>.
- * Doyle, J.T., Ge, W. and McVay, S. [2007a] Accruals Quality and Internal Control over Financial Reporting, *The Accounting Review*, Vol.82, No.5, pp.1141-1170.
- * Doyle, J.T., Ge, W. and McVay, S. [2007b] Determinants of Weaknesses in Internal Control Over Financial Reporting, *Journal of Accounting & Economics*, Vol. 44, Issues 1-2, pp.193-223.
- * Engel, E., R. M. Hayes, and X. Wang [2007], The Sarbanes-Oxley Act and firms' going-private decisions, *Journal of Accounting & Economics*, Vol.44, Issues 1-2, pp.116-145.
- * Evelyn, R. P., and J. Reed Smith [2007] The Effects of Sarbanes-Oxley on Auditing and Internal Control Strength, *The Accounting Review*, Vol. 82, No. 2, pp.427-455.
- * Hoitash, Udi, Rani H., and Jean C. B. [2009] Corporate Governance and Internal Control over Financial Reporting: A Comparison of Regulatory Regimes, *The Accounting Review*, Vol. 84, No. 3, pp.839-867.
- * Hossain, M., S. Mitra Z. Rezaee and B. Sarath [2011] Corporate Governance and Earnings Management in the Pre- and Post-Sarbanes-Oxley Act Regimes: Evidence from Implicated Option Backdating Firms, *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 26, Issue 2, pp.279-315.
- * Iliev, P. [2010] The Effect of SOX Section 404: Costs, Earnings Quality, and Stock Prices, *The Journal of Finance*, Vol.LXV, No.3, pp.1163-1196.
- * Lu, H., G. Richardson and S. Salterio [2011] Direct and Indirect Effects of Internal Control Weaknesses on Accrual Quality: Evidence from a Unique Canadian Regulatory Setting, *Contemporary Accounting Research*, Vol.28, No.2, pp.675-707.
- * North, D.C. [1990] *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press (竹下公視訳 [1994]『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房)
- * Ogneva, M., K. R. Subramanyam and K. Raghunandan [2007] Internal Control Weakness and Cost of Equity: Evidence from SOX Section 404 Disclosures, *The Accounting Review*, Vol.82, No.5, pp.1255-1297.
- * Schneider, A., A. A. Gramling, D. R. Hermanson and Ye Zhongxia (Shelly) [2009], A review of academic literature on internal control reporting under SOX, *Journal of Accounting Literature*, Vol.28, pp.1-46.
- * Wang, Xue [2010] Increased Disclosure Requirements and Corporate Governance Decisions: Evidence from Chief Financial Officers in the Pre-and Post-Sarbanes-Oxley Periods, *Journal of Accounting Research*, Vol.48, No.4, pp.885-918.

本論文は、(社)日本内部監査協会2010年度研究助成助成金の給付を受け行われた研究成果であり、記して謝意を表したい。